

別紙資料 1

○地方交付税で措置されている額

地方交付税	普通交付税	病院病床数
		病院事業債元利償還金
	特別交付税	不採算地区病院
		救急告示病院(Bランク)
		遠隔医療に要する経費
		基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

○地方公営企業繰出基準で定められている経費

地方公営企業繰出基準	病院の建設改良に要する経費	H14借入まで元利償還金の2/3 H15以降借入元利償還金の1/2 起債対象外の1/2
	救急医療の確保に要する経費	救急病院における医師等の待機及び空床の確保等 救急医療の確保に必要な経費に相当する額
	不採算地区病院の運営に要する経費	不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額
	医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2
	基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	基礎年金拠出金に係る公的負担額

○その他（町独自で定めている経費）

その他	病院の建設改良に要する経費(過疎債分)	過疎債借入額
	累積欠損金解消分	単年度3,000千円(H18～H27)